

理容師養成施設及び美容師養成施設の  
適正な運営の確保に関する検討事項

## 第1 教員に関すること

### 1 専任教員の配置基準について

専任教員は、特定の一つの課目のみを担当する専任の教員としており、配置する数及び課程間の兼任について規定しているが、常勤職員との関係が不明確であることから、専任教員が常勤職員である旨を明確に位置付ける必要があるのではないか。

#### 【検討の方向】

理容師及び美容師の資質の向上を図る観点から、平成10年通知の「専任教員は、一つの養成施設に限り専任教員となることができる」ことを前提に、専任教員は常勤の職員とすることを明確にする方向で検討を進めてはどうか。

#### 【質問】

- ① 専任教員の週20時間（実習以外は15時間）の縛りはどういうところから来ているのか。  
→ 専任教員の適切な授業を実施を確保するために、1週間に教授できる時間数の上限を定めている。

#### 【意見】

- ① 専任と常勤の考え方は専修学校設置基準に合わせて整理すべきではないか。養成施設の多くは専修学校である。
- ② そもそも専任と常勤という用語の使い方は異質のものであり分けて考える必要があるのでは。

#### 【検討の結果】

ペンディング

#### 【問題点の整理】

- ① 「専任教員」の定義  
「専任教員」とは、ある一つの職務を担当する者とされており、養成施設における適切な教授及び生徒への指導を確保するために、昼間課程又は夜間課程において2分の1以上が「専任」であることとしているところである。
- ② 「専任」と「常勤」との関係  
「常勤」とは、臨時ではなく、原則として毎日一定の時間勤務することとされており、養成施設における適切な教授及び生徒に対する指導が十分に確保することが可能であれば、「専任教員」は必ずしも当該養成施設の「常勤」である必要はないと考えられる。

#### 【案】

- 養成施設における専任教員は、当該養成施設において適切な教授を行うために、「一つの養成施設に限り専任教員となることができること」、「教員数の2分の1以上が専任であること」とされているところあり、その趣旨をかんがみると、適切な教授及び生徒に対する指導を十分に確保することが可能であれば、「専任教員」は必ずしも当該養成施設の「常勤職員」である必要はないものと考えられる。

## 2 通信課程における専任教員の配置基準について

通信課程の専任教員は、2名を限度として昼間又は夜間課程の専任教員が兼任できることとしているが、面接授業は夏休み等の期間を利用して実施し、添削指導に係る事務は（社）日本理容美容教育センターに委託していることから、運用上支障のない範囲で、通信課程のすべての教員を兼任できるようにする必要があるのではないか。

### 【検討の方向】

通信課程の教育の質を確保するため、昼間課程又は夜間課程の教員が兼ねることのできる人数の規定は、現行どおり2名を限度とする方向で検討してはどうか。

### 【質問】

- ① 2名というのはどこから出てきたのか。  
→ 200名以下の生徒である通信課程の教員は、現行制度では最低3名とされており、面接授業の適切な実施及び生徒への指導等を踏まえると、最低1人は専任教員である必要がある。なお、他の社会福祉士養成施設においても、通信課程においては1人は専任教員であることとされている。

### 【意見】

通信課程の専任教員について、2名までは昼間課程の教員と兼任できるという規程は現行のままでよいのではないか。

### 【検討の結果】

通信課程の教育の質を確保するため、昼間課程又は夜間課程の教員が兼ねることのできる人数の規定は、現行どおり、2名を限度として昼間課程又は夜間課程の専任教員が兼任できるとする方向で検討を進める。

### 【問題点の整理】

- ① 定員の規模による昼間・夜間課程の専任教員が兼任できる数の変更  
大規模な養成施設（例えば、通信課程600名）であっても、通信課程の専任教員は最低5名となり、2名が兼任することにより通信課程のみの専任教員は3名ととなることから、定員数に応じた適切な面接授業の実施及び生徒への指導を確保するため、昼間・夜間課程の専任教員が兼任できる数は、現行どおり2名を限度とする必要がある。

### 【案】

- ① 通信課程における教育の質を確保するためには、適切な数の専任教員を置く必要があるが、適切な面接授業、通信授業及び生徒に対する相談指導を実施できる体制を確保する必要がある。
- ② 昼間課程又は夜間課程の専任教員をすべて兼任できるとした場合、その教授の方法によっては、昼間課程又は夜間課程の教育に影響を及ぼしかねない。
- ③ 現行制度では、200名以下の生徒である通信課程の専任教員は最低3名であり、昼間課程又は夜間課程の専任教員2名が専任教員を兼ねれば、通信課程のみの専任教員は1名となり、また、大規模な養成施設（例えば、通信課程600名）にあつては、通信課程の専任教員は最低5名であり、2名が兼任することにより通信課程のみの専任教員は3名ととなることから、定員に応じた適切な面接授業の実施及び生徒への指導を確保するため、昼間・夜間課程の専任教員が兼任できる数は、現行どおり2名を限度とすることが適当である。

### 3 教員の資格要件に明確化について

教科課目のうち、「関係法規・制度」、「物理・化学」、「文化論」及び「運営管理」の教員となれる者は、「学校教育法に基づく大学の卒業者であって当該大学において〇〇学を修めた者」と規定されているが、「大学」及び「〇〇学を修めた者」の考え方が明確になっていない。

#### (1) 「大学」の考え方

「大学」については、「短期大学」が除かれるか否かが明確にされていないことから、理容師又は美容師の資質を確保する観点から、「短期大学」を除く「大学」とすることを明確にする必要があるのではないか。

#### (2) 「修めた者」の考え方

「修士等の専門分野を修了した者」又は「一般課程を修了した者」であるのかが不明確であるため、理容師又は美容師の資質を確保する観点から、「修士等の専門分野を修了した者」とすることを明確にする必要があるのではないか。

#### 【検討の方向】

以下の方向で検討を進めてはどうか。

- ① 大学の考え方  
学校教育法に基づく大学（同法第69条の2第1項の短期大学を除く。）とする。
- ② 「修めた者」の考え方  
「〇〇学の学士課程、修士課程又は博士課程を修了した者」等、専門分野を修了した者とする。
- ③ 施行の際、既に採用されている教員については適用しない。
- ④ (社)日本理容美容教育センターが行う「教員研修」の受講資格についても、同様の取扱いとする。

#### 【意見】

- ① 教員資格における短大の扱いについては、大学の制度も変わってきている。専門学校と短大とは同列に扱えないので大学から短大を除くことでよいと思うが、専門学校には4年以上等一定の要件を満たした課程を修了すると高度専門士の称号が付与され、大学院入学の資格が得られるものがある。同資格を得た者も大学卒と同等に扱い、教員資格の規定に関しては「大学を卒業した者または同等の者」、「学士、修士を修めた者または同等の者」とするべきではないか。
- ② 「同等の者」を加えて教員資格の幅を拡大し、高度な知識を持った者を教員とする点だけに着目するのではなく、そもそも、養成施設で何をどの程度まで教えるのかの視点から教員に求めるレベルを検討する必要があるのではないか。

#### 【検討の結果】

ペンディング

#### 【問題点の整理】

- ① 専門学校の高度専門課程を修了した者に対する教員資格の付与  
「高度専門士」は、学校教育法に基づく専修学校の専門課程における教育内容の高度化及び修業年限の長期化を踏まえ、一定の要件を満たす高度な職業教育を行う専門課程の修了者に対し、その称号を付与するものであり、告示で規定されている。  
なお、他の資格制度において、高度専門士を教員の資格要件として認めている例はない。

※専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規定（平成6年文部省告示84号）

(高度専門士の称号)

第3条 専修学校専門課程の課程で、次に掲げる要件を満たすと文部科学大臣が認めるものを修了した者は、高度専門士と称することができる。

- 一 修業年限が4年以上であること。
- 二 課程の修了に必要な総授業時間が3,400時間以上であること。
- 三 体系的に教育課程が編成されていること。
- 四 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること。

② 養成施設の教員に求める能力

科学技術の進歩、生活文化の向上、消費者ニーズの高度化等に伴い、理容師及び美容師に対して、高度な技術とさらなる衛生水準の維持向上を図るための平成7年度の法改正により、養成施設の入所資格を中卒者から高卒者に引き上げたことを踏まえると、改正前と比べて、教員の資質を向上させ、養成施設における教育の質を向上させる必要がある。

③ 短期大学を卒業した者を教員とすることについて

現行制度においては、「学校教育法に基づく大学」として規定され、そのまま法解釈をすれば、当該大学には短期大学が含まれることとなり、アンケート結果をみても、4割以上の養成施設が短期大学を卒業した者を教員として雇用しているという状況を踏まえ検討する必要がある。

また、教科課程の基準を理容又は美容の業に関連の深い事項を中心に、理容又は美容の業に附随する事項は理容又は美容の業に関連付けた内容とするよう見直しを行う(第3-7参照) こととすることも踏まえる必要がある。

【案】

(案の1)

- ① 養成施設における教育の効果を高めるための一つの方法として、平成7年の理容師法及び美容師法の一部改正の趣旨を踏まえ、教員の資質の向上を図ることが重要であることから、学校教育法に規定された大学(短期大学を除く。)を卒業し、担当教科課目の内容に関連する専門分野に係る学校教育法に規定された学位を有する者とするのが適当である。
- ② 各教科課目を教授する教員の資格については、「学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業し、担当する教科課目の内容に関連する専門分野に係る学士、修士、博士又は専門職学位の学位を有する者」とする旨を明確に位置付ける必要がある。
- ③ 当該措置は、新たに採用する教員について適用するものとする。

(案の2)

- ① 現行制度においては、「学校教育法に基づく大学」として規定され、そのまま法解釈をすれば、当該大学には短期大学が含まれるものである。
- ② アンケートの結果をみても、半数の地方厚生局及び都道府県が「短期大学を含む」ものとして指導を行い、4割以上の養成施設が短期大学を卒業した者を教員として雇用しているという状況にある。
- ③ 現行制度における養成施設に対する統一的な指導及び広範囲な分野からの有能な人材を観点から考えれば、現行制度の解釈を明確にすれば足りるものであることから、学校教育法に基づく大学(短期大学を含む。)とすることが適当である。
- ④ 「〇〇学を修めた者」については、アンケートの結果をみると、一般教養課程を履修した者で教員となっている者が2割程度存在するが、養成施設における教員の質を確保するためには、担当教科課目の内容に関連する専門分野に係る学校教育法に規定された学位を有する者とするのが適当である。
- ⑤ したがって、「学校教育法に基づく大学(短期大学を含む。)を卒業し、担当する教科課目の内容に関連する専門分野に係る短期大学士、学士、博士及び専門職学位の学位を有する者」とする旨を明確に位置付ける必要がある。

#### 4 教員の資質の向上について

「衛生管理・保健」、「文化論」、「運営管理」及び「実習」の教員となれる者は、実務経験と併せ、(社)日本理容美容教育センターが行う研修の課程を修了した者にもその資格を付与しているが、理容師又は美容師の資質のより一層の向上を図るためには、研修内容の充実又は再研修の実施等、研修のあり方を見直す必要があるのではないか。

##### 【検討の方向】

教員の資質の向上を図るため、以下の項目等について検討を進めてはどうか。

- ① 教員の資格認定研修の見直し  
技術理論・実習の時間数が、他の課目と比較して短いため、時間数を拡大する。
- ② 教員の資格基準の見直し  
実務経験年数を3年から4年に引き上げ、養成施設の修業年限と合わせ6年とし、専修学校設置基準の教員資格と同等の資質に引き上げる。
- ③ 再研修の実施  
現行の研修は教員の資格を満たすための研修であることから、恒常的な資質を確保するため、一定期間経過後に研修を行う。
- ④ 選択必修科目等の教員研修の実施  
エステティック施術による健康危害が度々発生していること等から、選択必修科目等の教員についても、研修を行う。

##### 【意見】

- ① 教員の質の向上については教育センターで、「教員の資質の向上に関する検討会」を設けて検討しているところであり、その結果報告を待って考えて頂きたい。
- ② 関係法規、物理・化学の教員資格はどうして他の教科の教員と異なり、一定の実務経験を積んだ者が講習を受けることで教員になれるようにしないのか。  
→ 実務経験により教えるだけの知識が身に付くものと、そうでないものがあるためであろう。また、そもそも知識を身につけることと教える能力は別であると考えられる。

##### 【検討の結果】

引き続き検討を進める。

##### 【問題点の整理】

- ① (社)日本理容美容教育センターでの検討  
教育センターにおいて教員の資質の向上を図るための検討会を実施しており、現在、初任者研修を充実させるための検討を行っているところである。また、引き続き、生涯研修についても検討を行うこととしている。
- ② エステティック等に関する教員研修  
平成19年より(社)日本理容美容教育センターにおいて、エステティック、ネイル及びメイクアップに関して、それぞれ1週間の期間で研修を開始したところである。

##### 【案】

- ① 「衛生管理・保健」、「文化論」、「運営管理」及び「実習」の教員となれる者は、実務経験と併せ、厚生労働大臣の認定を受けた(社)日本理容美容教育センターが行う研修の課程を修了した者にもその資格を付与しているが、養成施設における教育の効果を高めるためには、教員の資質のより一層の向上を図ることが重要である。
- ② 理容師又は美容師の資格を有している者は知識及び技術を有しているものの、養成

施設の教員として、より一層の適正かつ確実な教授を行えるようにするためには、教員の資格を取得するための研修及び既に資格を取得した教員の再教育等について充実を図ることが適当であり、以下の事項等について引き続き検討を進め、適切な対応を講じることが適当である。

ア 教員の資格認定研修の見直し

技術理論・実習の時間数が、他の課目と比較して短いため、時間数を拡大する。

イ 再研修の実施

現行の研修は教員の資格を満たすための研修であることから、恒常的な資質を確保するため、一定期間経過後に研修を行う。

ウ 選択必修科目等の教員研修の実施

エステティック、ネイル及びメイクアップに関する研修について、その継続した実施を推進するとともに、他の選択必修科目等の教員についても、その資質を向上させるための研修を行う。

## 第2 生徒に関すること

### 1 学則に規定された入所時期以降の生徒の募集

一学年の定員に満たない養成施設においては、4月以降においても、HP等において新規入所者の募集を継続していることから、適切な教授が行われていないおそれがあるため、学則で定めた入所月以降の入学は認めないようにする必要があるのではないか。

#### 【検討の方向】

入学時期は学則に明示した月とし、中途入学を行わない等の厳正な措置をとる旨を明確にする方向で検討を進めてはどうか。

#### 【意見】

- ① 入学の月は学則で示した月とすることでよい。
- ② 養成施設への入学者数は不確定であり、生徒も入学試験に受からないと希望する同じ養成施設には1年待たないと入学できない不便がある。単位制を導入すれば中途の入学であっても対応できるのではないかと。

#### 【検討の結果】

入学時期は学則に明示した月とし、中途入学は認めない等の厳正な措置をとる旨を明確にする方向で検討を進める。

#### 【問題点の整理】

- 単位制の導入による中途入学への対応  
単位制を導入することにより、その単位の履修をもって卒業の認定を行えるようになるが、入所時期については、養成施設の適正な運営を図る観点からも、いつまでも認めるということは問題がある。

#### 【案】

- 各教科課目の適正な履修を図る観点から、入所時期は養成施設が学則に規程した月に限ることが適当であり、中途入学は認めない旨の厳正な措置をとる必要がある。

## 2 卒業の認定に必要な出席時間数について

卒業に認定にあたっては、生徒が当該養成施設の定める教育計画に従って所定の教科課目及び所定の授業時間数等を履修し、その成果が教科課目の教育目標からみて満足できると認められる者は、卒業を認定しなければならないとしているが、養成施設の裁量で履修を認定できることとなるため、出席日数及び方法等の具体的な規定を定める必要があるのではないか。

### 【検討の方向】

卒業に当たっては、各養成施設における教育計画等に従って、できる限り数値化した基準を定めるとともに、必要となる出席日数については、指定規則で定めた各教科課目の時間数の3分の2に満たない者（実習にあつては5分の4）に満たない者は、当該課目の履修を認定しないことを追加する方向で検討を進めてはどうか。

### 【意見】

卒業の認定にあたっては、数値化した日数を新たに定め、3分の2に満たない場合は卒業を認定しないのがよい。

### 【検討の結果】

卒業に当たっては、各養成施設における教育計画等に従って、できる限り数値化した基準を定めるとともに、欠席日数が当該学年の出席すべき日数の3分の1（実習にあつては5分の1）を超える者については、卒業の認定しないことを追加することで検討を進める。

### 【問題点の整理】

- 補習等により卒業を認めることについて  
出席日数が満たない者は、定められた各教科課目の履修ができておらず、養成施設の適正な教育及び運営・管理を図る観点から困難であると考える。

### 【案】

- ① 卒業の認定に当たっては、各養成施設における教育計画等に従って、できる限り数値化した基準を定めることが適当である。
- ② 生徒の出席状況を確実に把握し、出席状況の不良な者（例えば、欠席日数が当該学年の出席すべき日数の3分の1（実習にあつては5分の1）を超える者）については、卒業の認定しないことを明確にすることが適当である。
- ③ 欠席がある場合には、その日数が当該学年の出席すべき日数の3分の1（実習にあつては5分の1）以内であっても、十分な補習等を行った上で、卒業を認めることが適当である。

### 3 昼間課程と夜間課程又は通信課程等の転入について

養成施設内における昼間課程から夜間課程又は通信課程、又は、夜間課程又は通信課程から昼間課程への転入について、カリキュラム上支障のない範囲で認められるよう明確にする必要があるのではないか。

#### 【検討の方向】

「就学期間内に必要な教科課目を履修できること」を前提にし、昼間課程と夜間課程又は通信課程の転入等、課程間の転入を認めることができる旨を明確にする方向で検討を進めてはどうか。

#### 【質問】

- ① 昼間課程は2年以上、通信課程は3年以上とされているにもかかわらず、「就学期間内に必要な課程を履修できる」という表現になっている理由  
→ 「卒業までに必要な教科課目を履修できる」という考え方

#### 【意見】

課程を昼間、夜間、通信間の転出入については、授業の進み具合が一定ではなく教科の履修を認定することが難しい。単位制を導入できれば認定を厳格にできるのではないか。

#### 【検討の結果】

単位制を導入し、養成施設における各教科課目の履修内容の確認・判断を容易にすることにより、昼間課程から夜間課程又は通信課程へ転入を可能とする方向で検討を進める。

#### 【問題点の整理】

- 専修学校における通信課程から昼間課程又は夜間課程への転入  
専修学校制度においては、通信課程は正規の課程ではないことから、通信課程の履修を専修学校における履修とみなして昼間課程又は夜間課程に転入することはできない。

#### 【案】

- ① 経済的な理由等により昼間課程から夜間課程又は通信課程へ転入せざるを得ない生徒等について、制度上の問題により、その希望をかなえられないことは問題である。
- ② 現行制度では、授業の進行度が各養成施設において異なる等により、履修の認定が困難となっていることから、時間制から単位制に変更することの見直しを行うことにより、同一の養成施設における課程間の転入の際の履修の認定を容易にし、その履修状況に応じて養成施設が判断することで、転入の機会を確保することが適当である。
- ③ 転入及び履修の認定を行うに当たっては、学校教育法等関係法令を遵守した上で行うものとする。

## 4 通信課程の入所者について

### (1) 通信課程の入所者に対する地域の限定について

通信課程に入所する生徒については、生徒を募集する地域に制限をかけていないことから全国から募集を行い、その結果、面接授業が適正に実施されていないとの意見もあることから、通信課程における生徒の募集に当たっては、入所できる生徒の地域を限定する必要があるのではないか。

#### 【検討の方向】

通信課程の入所者は、面接授業の受講にあたって通学等に負担のない範囲（面接授業場所に隣接する都道府県）に限定する旨を明確にする方向で検討を進めてはどうか。

#### 【質問】

- ① 他制度において、地域を限定した面接授業があるか。  
→ 他の資格制度においては、通信課程に入所する生徒の地域を限定していない。

#### 【意見】

- ① 通信課程の生徒募集を地域を限定して行うことに関し、通信課程のメリットは全国どこでも学べることであるのに、地域を限定して生徒を募集することの意味・問題点は何なのか。  
→ 面接授業をしっかりと行えないことでは問題となる。通信課程の生徒は理容所、美容所で補助的業務で働いていることが多く、仕事をしていても、面接授業が受けやすいよう配慮するために地域を限定する必要があると思われる。
- ② 生徒の実態は、面接授業の期間だけ東京に泊まりスクーリングを受けたりする者であったり、社会人であったりといろいろであり、可能な限りニーズに応えられるよう門戸を広げることが重要である。
- ③ 生徒は卒業までの3年間で面接授業のために100日相当も宿泊することとなるが、長期間宿泊してまで本当に面接授業を受けることを望むのであろうか。そもそも、面接授業がしっかりと行われているのかチェックが必要である。
- ④ 遠距離であろうと生徒が面接授業を覚悟して養成施設を選んでいるのであれば、問題はないと考える。そもそも、面接授業をしっかりと受けている限り遠かろうと距離が問題になることはない。
- ⑤ 面接授業を行わないことがあってはならない。面接授業の日数については3年間で100日とは限らず、実際3年間以上であることがあり、卒業まで4年、5年かかる生徒は多く、必ずしも面接授業のための宿泊が負担になるとは限らない。

#### 【検討の結果】

通信課程の生徒の実務実習場所の議論と併せて検討を進める。

#### 【問題点の整理】

- ① 他制度における地域の限定  
他の資格制度においては、通信課程に入所する生徒の地域は限定していない。
- ② 全国を対象にすることで面接授業を適切に受けることができない生徒への対応  
現行制度においても、時間的又は経済的に当該養成施設の校舎で面接授業を行うことが困難な生徒に対しては、公共的施設等で面接授業を実施することとしており、養成施設においても、適正な面接授業の実施を十分に確保する必要がある。  
また、実習を除く面接授業に多様なメディアを高度に利用した方法による授業を行えるようにすることも検討することにより、面接授業を適切に受けることができない

生徒が生じないよう、適切な措置を講じる必要がある。

③ 面接授業の適正な実施の確保

面接授業の適正な実施を確保するためには、授業の実施方法の見直しとともに、行政による適切な指導監督も必要である。

そのためには、地方厚生局が行う定期的な調査・監督において、面接授業が適正に実施されているかの確認指導を行う必要がある。

また、指定を受けようとする場合の申請等において、通信養成を行う地域及び授業の方法を記載することとしているが、面接授業の実施場所及び遠隔地の生徒に対する授業の実施方法について、十分な確認指導が必要である。

【案】

① 通信課程は、地理的条件等によって就学が困難な者に対して、就学の機会を与える制度として大きな役割を果たしているものである。通信課程の生徒は、理容所又は美容所に従事している者が多く、仕事をしていても、面接授業が受けやすいよう配慮する等、面接授業を適正に実施することのできる体制を確保する必要がある。

② 面接授業の適正な実施を確保する方策の一つとして、入所者の地域を限定することが考えられるが、地域の限定は、入所を希望する者のニーズに応じた門戸を狭めることとなり、有効な手段とは考えにくいことから、むしろ、養成施設に対する定期的な指導監督を徹底することにより、面接授業が適正に実施される体制を確保することが適当である。

③ 厚生労働大臣（地方厚生局長）は、定期的な調査及び監督において、面接授業が適正に実施されているかの確認指導を行うとともに、指定申請又は変更の届出等において、通信養成を行う地域及び授業の方法を記載することとしているが、面接授業の実施場所及び遠隔地の生徒に対する授業の実施方法について、十分な確認指導が必要である。

④ 養成施設においては、指定を受けた通信養成の地域を遵守するとともに、時間的又は経済的に当該養成施設の校舎で面接授業を行うことが困難な生徒に対しては、公共的施設等で面接授業を実施する等、適正な実施に十分な配慮が必要である。

⑤ 面接授業の実施方法として、実習を伴う課目以外の課目について、通信衛星又は光ファイバ等、多様なメディアを高度に利用した方法による授業を行えるようにすることを検討することにより、面接授業を適切に受けることができない生徒が生じないよう、適切な措置を講じることが適当である。

## (2) 通信課程の入所時期について

通信課程の入所時期は、多くの養成施設が運用上で10月としているが、学校卒業時から通信課程に入所を希望する者もいるとのことから、4月入所も認める必要があるのではないか。

### 【検討の方向】

入所時期は養成施設の考えに基づく学則に明示した時期とすることとし、現行のままとする方向で検討を進めてはどうか。

### 【意見】

- ① 通信課程の入所時期は10月とする養成施設が多いが、4月又は10月、あるいは4月・10月の両方でも、養成施設側で決めることでよいのではないか。
- ② 10月を入学時期とすると、通常生徒は半年間勉強することなく入所を待つこととなるが、入所時期がいずれの月であれ、その入所時期を含めて生徒が学校を選ぶのであるから問題はないと考える。

### 【検討の結果】

ペンディング

### 【問題点の整理】

- ① 養成施設の判断による4月入所  
高等学校等を卒業した者は、半年を待たないと通信課程に入所できないという状況となっていることから、各養成施設における教育目標に基づき、通信課程の入所対象者の状況を踏まえた適切な入所時期を定める必要がある。

### 【案】

- ① 通信課程の入所時期は、理容所又は美容所に従事している者が多いことから、多くの養成施設で10月としている実態があるが、通信課程に入所しようとする生徒の中には、理容所又は美容所に従事していない者もあり、それらの者が高等学校等を卒業してから半年を待たないと通信課程に入所できないという状況は適当ではない。
- ② 各養成施設においては、教育の目標及び計画に基づき、通信課程の入所対象者の状況を踏まえて、適切な入所時期を定めることが適当である。

## 5 養成施設又は法人が廃止された場合の学籍簿等の承継について

少子化等の事由に伴い入所者の減少が見込まれる中、今後、養成施設の廃止が想定されることから、当該養成施設を卒業した後、一定期間後に国家試験を受験する者の卒業証明書を取得することを考慮し、廃止された養成施設の学籍簿等の承継の方法等を規定する必要があるのではないか。

### 【検討の方向】

以下について明確にする方向で検討を進めてはどうか。

- ① 学籍簿等の保管者の明確化  
養成課程の一部を廃止し又は養成施設の廃止しようとする場合における承認申請書の記載事項に「学籍簿等の保管者」を追加する。
- ② 承継する場合のルール of 明確化
  - ア 養成課程の一部を廃止した場合は、当該養成課程に入所していた生徒に関する学籍簿等について、当該養成施設において保管すること。
  - イ 養成施設を廃止した場合は、当該養成施設を設置した法人等において、保管すること。
  - ウ 養成施設を設置した法人が解散する場合は、上記ポイント①のイ、ウ及びエのいずれかにおいて保管すること。

### 【意見】

- ① 養成施設がなくなった場合は、その養成施設の卒業生がどこで卒業証明書を取得したらよいか混乱を避けるために、学籍簿の保管は厚生労働省（地方厚生局）で行うほうがよい。
- ② 厚生労働省で学籍簿を保管することが手続的に困難であり、行政として保管が正規に委任できるのであれば教育センターとしては保管することを検討してもよい。

### 【検討の結果】

養成課程の一部を廃止し又は養成施設の廃止しようとする場合における承認申請書の記載事項に「学籍簿等の保管者」を追加するとともに、養成施設を設置した法人が解散する等、その承継が困難な場合等は教育センターに承継し、適切に保管することを検討してもよい。

### 【問題点の整理】

- ① 学籍簿等の承継について  
学校教育法施行令に基づき、私立学校については、当該学校の所在していた都道府県の知事が、学習及び健康の状況を記録した書類を保存することとされており、専修学校及び各種学校においも、その規定を準用し都道府県知事が保存しているところであり、それらを踏まれて整理する必要がある。

（学校廃止後の書類の保存）

第31条 公立又は私立の学校（私立の大学及び高等専門学校を除く。）が廃止されたときは、大学以外の公立の学校については当該学校を設置していた市町村又は都道府県の教育委員会が、市町村又は都道府県の設置する大学については当該大学を設置していた市町村又は都道府県の長が、公立大学法人の設置する大学については当該大学を設置していた公立大学法人の設立団体（地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体をいう。）の長が、私立の学校については当該学校の所在していた都道府県の知事が、文部科学省令で定めるところにより、それぞれ当該学校に在学し、又はこれを卒業した者の学習及び健康の状況を記録した書類を保存しなければならない。

### 【案】

- ① 養成施設又は養成施設を設置する法人が廃止されたことに伴い、当該養成施設を卒

業した者が、理容師試験又は美容師試験を受験する際に必要な卒業証明書が取得できず、試験を受験することができないということがあってはならない。

- ② 卒業証明書を交付するための確認書類となる「学籍簿」等が適切に保管され、その所在を明確にする必要がある。
- ③ 養成課程の一部を廃止し又は養成施設を廃止しようとする場合における、厚生労働大臣（地方厚生局長）への承認申請書の記載事項に「学籍簿等の保管者」を追加することにより、厚生労働大臣（地方厚生局長）が保管者を確実に把握することが適当である。
- ④ 養成施設を設置する法人自体が廃止された場合においては、文部科学大臣の認可を受けた専修学校及び各種学校の学籍簿は都道府県知事が保管することとなるが、財団法人等が設置した養成施設の学籍簿は、適切な保管者が存在し得なくなることも想定される。その場合、養成施設を指定した厚生労働大臣（地方厚生局長）、法人の設立を許可した都道府県、または理容師養成施設及び美容師養成施設の設置者で構成される法人等、学籍簿等を保管する者としていくつかの選択肢が考えられるところであり、関係法令等において所要の規定を整備した上で、適正な承継及び保管を行うことが適当である。

### 第3 授業に関すること

#### 1 授業時間数の「標準」の取扱いについて

養成施設は、各科目ごとに規定された授業時間数を標準として、独自に設定する教育計画及び教育目標に基づき、適切な授業時間数を定めているが、教育の質を確保する観点から、最低限履修しなければならない授業時間数を規定する必要があるのではないか。

#### 【検討の方向】

教育の質を確保するために、現行の授業時間数以上履修しなければならない旨を明確にする方向で検討を進めてはどうか。

#### 【意見】

教科の標準時間については単位制を導入することと合わせて整理することによいのではないか。

#### 【検討の結果】

○ 単位制を導入し、必要単位以上履修する方向で検討を進める。

#### 【案】

○ 養成施設における十分な教育を確保するためには、規定された授業時間数は最低限履修すべきであることから、単位制を基本とした上で、「標準とする」を「以上」と改め、必要な授業時間数を明確にすることが適当である。

## 2 単位制の導入について

授業時間数について、単位制を導入してはどうか。

### 【検討の方向】

現在の規定においても、教科課目の特質等に応じて実施形態を工夫した上で、養成施設が単位を定められる（選択必修科目）が、単位制を導入する方向で検討を進めてはどうか。

### 【意見】

（異議なし）

### 【検討の結果】

単位制を導入する。

### 【問題点の整理】

#### ① 専修学校等における単位制

生徒の転入所等養成施設における履修の認定が容易になること、生徒が選択必修科目を自分の希望に適した選択が可能となること等、単位制を導入するメリットはあるものと考えられる。

しかしながら、専修学校設置基準においては、単位制に換算する場合の考え方は規定しているものの、時間制が基本とされているところである。

については、理容師養成施設及び美容師養成施設の7割を専修学校が占めていることから、単位制を基本とするが義務付けることはしないものとし、時間制で行うことも可能とする。

### 【案】

- ① 課程間の転入等、養成施設における教育の充実を図るため、単位制を基本とする。
- ② 単位制により行うことが困難な養成施設においては、時間制で実施することも認めるべきである。

### 3 養成施設内で行う実習について

#### (1) モデルの範囲について

養成施設内で行う理容・美容実習(実務実習を除く。)のモデルは、昭和31年通知により、その対象を生活保護法又は社会福祉事業法の適用を受ける生計困難者等としているが、現状を踏まえ、廃止する必要があるのではないか。

併せて、生計困難者以外の者を対象とした場合のモデルの範囲(モデルウイッグ、生徒間の相モデル、友人、家族又は第三者等)を明確にする必要があるのではないか。

#### 【検討の方向】

以下の方向で検討を進めてはどうか。

- ① 生計困難者等を対象とする「理容師(美容師)養成施設のモデルの取扱いについて(昭和31年12月19日衛環発第57号厚生省公衆衛生局環境衛生部環境衛生課長通知)」は廃止する。
- ② 不特定多数の者をモデルとする等の行為を行わないよう、原則として生計困難者及び生徒間の相モデルとし、一般営業と厳に区別する旨を明確にする。

#### 【意見】

(異議なし)

#### 【検討の結果】

以下の方向で検討を進める。

- ① 生計困難者を対象とする「通知」を廃止する。
- ② 不特定多数の者をモデルとする等の行為を行わないよう、原則として生計困難者及び生徒間の相モデルとし、一般営業と厳に区別する旨明確にする。

#### 【問題点の整理】

- 教員や生徒の家族、友人等をモデルとした実習の取扱い  
養成施設内で行われる実習は、教育課程の一環として行われるものであり、一般営業と厳に区別する必要がある。そのため、実習モデルは生計困難者や生徒間の相モデルとし、それが多少拡大された場合であっても、当該養成施設の教員及び生徒の家族、友人等にとどめるべきであり、不特定多数の者をモデルとする実習が行われないようにする必要がある。

#### 【案】

- ① 実習モデルとなる対象者の範囲について、根拠法自体がなくなっている昭和31年通知が残っており、現状とそぐわないものとなっていることから、生計困難者を排除する必要はないものの、当該通知は廃止することが適当である。
- ② 実習モデルについては、現行の規定に基づき、一般営業と厳に区別するために、その対象範囲を、原則として生計困難者及び生徒間の相モデルに限定し、不特定多数の者をモデルとする実習が行われないよう、明確にすることが適当である。

## (2) モデルを使用した実習の開始時期について

養成施設内で行われるモデルを使用して行う理容・美容実習（実務実習を含む。）の時期は、入所後概ね6か月を経過してからとしているが、理容・美容技術理論の学習状況及び生徒の技術習得状況、又は、着付け等人体に影響を及ぼさないと考えられるものを考慮した上で、入所後でもモデルを使用した実習を行えるようにする必要があるのではないか。

### 【検討の方向】

「技術理論の学習状況及び生徒の技術習得状況を考慮した上で行う」ことを前提とし、モデルを使用した実習は6か月以降とする（現行制度のまま）方向で検討を進めてはどうか。

### 【意見】

- ① 入所後6ヶ月後でないとモデルによる実習は行えないこととなっているが、衛生的条件はきっちり担保することとした上で、実習の開始時期は各養成施設の責任で任せてもらいたい。
- ② 養成施設において、理論なしで技術を教えることはあり得ないのでモデルを使った実習の開始時期は養成施設の判断に任せて頂きたい。

### 【検討の結果】

「モデルを使用して行う理容・美容実習（実務実習を含む）の時期は、入所後概ね6か月を経過してからとする」規定を廃止し、養成施設の判断に任せる方法で検討を進める。

### 【問題点の整理】

- ① 衛生的条件の担保  
モデルを使用した実習については、必修科目である「衛生管理」、「保健」及び「技術理論」の学習状況並びに生徒の習得状況を、当該教科科目を担当する教員が確認し、適当であると判断したことをもって開始することとする。
- ② 実務実習に対する対応  
実務実習は、実際の理容所又は美容所において、理容行為又は美容行為及びその附随する作業を行うものであり、養成施設における必要な課目を十分に学習し、その習熟状況に応じて行う必要があることから、実務実習の開始時期は「6か月経過後」とする。

### 【案】

- ① モデルを使用した実習（実務実習を除く。）は、必修科目である「衛生管理」、「保健」及び「技術理論」の学習状況並びに生徒の習得状況を十分に確認し適当であると判断したことをもって開始することとし、入所後6か月以降という制限は廃止することが適当である。
- ② 実務実習については、実際の理容所又は美容所において、理容行為又は美容行為及びその附随する作業を行うものであり、養成施設における必要な課目を十分に習得してから、その習熟状況に応じて行う必要があることから、実務実習の開始時期は現行どおり「6か月経過後」とする。

## 4 実務実習のあり方について

### (1) 適切な実務実習時間について

現在の養成課程における理容・美容技術のみでは、理容所又は美容所において即戦力にならないとの意見もあることから、入所期間内に実践的な技術を取得させるため、理容所又は美容所で行うことができる実務実習の1年間又は1日の時間数の上限を引き上げる必要があるのではないか。

#### 【検討の方向】

生徒の習熟状況に応じた実施計画に基づき実務実習を実施することを基本とし、即戦力となる理容師又は美容師を養成するため、実務実習時間を拡大する方向で検討を進めてはどうか。

#### 【意見】

- ① 現在の1日当たりの実習制限時間4時間は、理容所又は美容所の仕事の1日の流れをつかむためには延ばした方がいいが、年間60時間は現行のままでいいのではないか。
- ② 実際の理容所、美容所において、実務実習として学校で習ったことを実践するにはそれなりの問題もあると思うので、いたずらに時間数を増やすことはよくない。
- ③ 法改前にあったインターン制度を補完するとの位置付けならばもう少し時間を延ばした方がよいが、現場を知るための実習という位置付けなら現行どおりでいいのではないか。
- ④ 各養成施設が時間数や実習内容を幅広く選択できるようにするのがいいのではないか。

#### 【検討の結果】

- ① 年間の時間数は、実務実習の意味、解釈を踏まえて検討する。
- ② 1日当たりの時間は最低4時間は必要であり、1日に何時間行うかは養成施設の判断とする。

#### 【問題点の整理】

- ① 実務実習の考え方  
実習については、平成7年の法改正において実地修練制度（いわゆるインターン制度）が廃止され、養成施設の修業年限の中で教育課程の一環として行うこととされたところである。  
その中で実務実習は、実地に役立つバランスのとれた理容・美容技術を身につけさせるとともに、実務経験を通じて、専門的技術者としての自覚を促すため、養成施設内での実習に加えて、理容所又は美容所において実習させることが有効な方法の一つであることから制度化されているものであり、現場を知るための実習として位置付けられているものである。
- ② 実務実習を必須とすることについて  
実務実習の趣旨を踏まえると、理容所又は美容所での実務経験は有効であると考えられるが、養成施設内での実習により必要な技術は習得できるものと考えられることから、各養成施設の教育目標に基づき行われるものとし、実務実習を義務付けることまでは考えていない。

#### 【案】

- ① 実務実習を行うに当たっては、管理理容師又は管理美容師を配置する理容所又は美容所において、理容師又は美容師の適切な指導監督の下、養成施設が作成した実施計

画に基づく教育課程の一環として、理容行為及び美容行為を行うとともに、指導に当たった理容師又は美容師はその実務記録を作成し、養成施設が適正に評価することが必要となる。

- ② 実務実習の効果を上げるためには、理容所又は美容所での1日の業務の流れを経験することも必要であり、理容技術理論又は美容技術理論等の教育に影響を及ぼさないことを前提に、1日当たり2時間（必要に応じて4時間）以内という制限は廃止することが適当である。
- ③ 年間の実習時間数については、実地に役立つバランスのとれた理容・美容技術を身につけさせるとともに、実務経験を通じて、専門的技術者としての自覚を促すための理容所又は美容所の現場を知るためのものであることから、現行どおり60時間以内（通信課程の生徒のうち、理容所又は美容所において常勤として従事している者である生徒に対しては20時間以内）とすることが適当である。
- ④ アンケート調査をみると、年間の実務実習を61時間以上行っている養成施設が17%もあることから、適切な実務実習を確保するため、厚生労働大臣（地方厚生局長）は年間の実務実習時間の遵守について、適正な指導を徹底する必要がある。
- ⑤ 年間実習時間を60時間以内（通信課程の生徒のうち、理容所又は美容所において常勤として従事している者である生徒に対しては20時間以内）とし、1日当たりの時間数の制限を廃止することにより、実務実習の回数が減る場合もあり得るが、養成施設においては、これらの措置を踏まえつつ効果的な実務実習の実施計画を作成するとともに、理容所又は美容所においても効率的な実務実習が行えるよう配慮する必要がある。

## (2) 理容師又は美容師の適切な指導監督の実施について

1人の理容師又は美容師が多数の実務実習生を同時に指導・監督している状況があるとの意見があり、養成施設が作成した実施計画に基づく適正な実務実習の確保が図られていないおそれがあることから、1人の理容師又は美容師が指導できる実務実習生の数を規定する必要があるのではないか。

### 【検討の方向】

実務実習生が行える理容行為又は美容行為は自ずと限界があることを踏まえ、指導にあたる理容師又は美容師1人が、適正に指導監督できる実務実習生の数を2人以下とする旨を明確にする方向で検討を進めてはどうか。

### 【意見】

調査概要からも2人程度以下が望ましいと思われるし、実際においても、その程度が現実的である。

### 【検討の結果】

アンケート結果を踏まえ、指導にあたる理容師又は美容師1人が、適正に指導監督できる実務実習生の数を2人以下とする方向で検討を進める。

### 【案】

- ① 実務実習の効果を上げるためには、養成施設が作成した実施計画に沿って、理容師又は美容師の十分な指導監督の下で、実務実習が行われる必要がある。
- ② アンケート結果にもあるように、1人の理容師又は美容師が同時に指導できる実務実習生の数を2人以下とすることが適当であり、これにより、実務実習の質を向上させること必要がある。
- ③ また、これらの措置により、実務実習を行うことができる理容所又は美容所が不足することとならないよう、理容所又は美容所に対して実務実習の必要性を周知し、その理解を得て、生徒の実務実習の機会を十分に確保する必要がある。

### (3) 実務実習生が行う無料の理容・美容行為について

実習機会の確保を図る観点から、実務実習生が行う理容・美容行為を無料で行う理容所又は美容所があり、近隣の理・美容所の営業を圧迫しているとの意見があることから、理容所又は美容所で行われる実務実習の適正な体制を明確にする必要があるのではないかと。

#### 【検討の方向】

実務実習を実施する理容所又は美容所において、実務実習生が一部の理容行為又は美容行為を行うことによって、料金の全部を無料とする又は料金を不当に低額にする等不当な営業行為に該当しないよう配慮する旨を明確にする方向で検討を進めてはどうか。

#### 【意見】

- ① 実務実習であっても、無料の理容・美容行為は禁止すべきである。
- ② 一部を実習生が行い全体を担当者が行って最終的に顧客から料金をもらうのはよいが、実習生が行う一部の行為については、材料費も含めて徴収しないと決めた方がよい。
- ③ 在学中にモデル実習するチャンスが極めて少ないことから、できるだけ実務実習生がモデル実習をできるようにしたい。
- ④ 実務実習で何を習得させるか目的を明確にし、それを整理しないと一概には決め難い。

#### 【検討の結果】

ペンディング（意見を踏まえて要検討）

#### 【問題点の整理】

- ① 実務実習と理容・美容行為  
実務実習は、管理理容師又は管理美容師を配置する理容所又は美容所において、理容師又は美容師の適切な指導監督の下、養成施設が作成した実施計画に基づき理容行為又は美容行為を行うものであり、理容又は美容の業とは異なり、教育の一環として、実地に役立つバランスのとれた理容・美容技術を身につけさせるとともに、実務経験を通じて、専門的技術者としての自覚を促すために行うものである。
- ② 料金の徴収の考え方  
実務実習生が理容所又は美容所で行う理容行為又は美容行為は、教育課程の一環として、顧客の理解を得た上で行われるものであり、その行為をもって料金を徴収するものではない。  
なお、実務実習で行われる理容行為又は美容行為は、養成施設の作成した実施計画に基づくものであり、実務実習生が1人の顧客に対してすべての行為を行うことは適当でなく、最後は理容師又は美容師が必ず何らかの行為を行うことが必要であること、また、実務実習生が行った理容行為又は美容行為についても、教材費や光熱費等のコストは発生することから、理容行為又は美容行為全体を通じて、顧客から料金を徴収することは必要である。

#### 【案】

- ① 実務実習は、養成施設の作成した実施計画に基づく教育課程の一環として、理容行為及び美容行為を行うことから、その行為自体は、顧客から料金を徴収するような性格のものではないと考えられる。
- ② 他方、アンケート結果をみても、実務実習生が1人の顧客に対して最初から最後までの理容行為又は美容行為を行うことは適当でなく、最終的に理容師又は美容師が何

らかの理容行為又は美容行為を行うことが必要である。また、実務実習生が行った理容行為又は美容行為についても、教材費や光熱費等のコストは発生することとなる。

- ③ そのため、実務実習生が理容行為又は美容行為の一部を行った場合にあっても、顧客からその料金を徴収することが適当であり、実務実習生のモデルを確保する等のために、実務実習生が一部の理容行為又は美容行為を行うことを理由にして、料金の全部を無料とする又は料金を不当に低額にする等により、周辺の営業者の営業を不当に妨害しないよう、十分な配慮が必要である。
- ④ 実務実習の意義等について、理容所又は美容所への周知と理解を求め、生徒の実務実習の機会を十分に確保する必要がある。

#### (4) 選択必修科目（専門教育科目）における実務実習について

養成施設が任意に設定できる選択必修科目のうちの専門教育科目（エステティック、カウンセリング、総合技術等）に関する校外実習の実施に当たっては、生徒の負担過重とならないようにするとともに、必修科目の授業時間が所定授業時間数を下回らないよう、時間数、実施時期、実施回数を考慮しなければならないとされているが、具体的な方法等について規定がないことから、適正な実務実習体制を確保する必要があるのではないか。

##### 【検討の方向】

技術習熟状況に応じた実施計画に基づく校外実習が行えるよう、必修科目における実務実習に準じた制限を設ける方向で検討を進めてはどうか。

##### 【意見】

必修科目における実務実習の考え方に準じることでいいのではないかと。

##### 【検討の結果】

必修科目における実務実習に準じて、適正に実施できる制度とする方向で検討を進める。

##### 【案】

- ① 理容技術・美容技術及びエステティック等の専門教育科目における校外実習については、必修科目の実習の中で行われる実務実習と同様に、実地に役立つバランスのとれた技術を身につけさせるとともに、実務経験を通じて、専門的技術者としての自覚を促すためのものであり、適切な方法により実施する必要がある。
- ② 校外実習の効果をより向上させるため、必修科目の実習の中で行われる実務実習に準じた方法により、適切に行われることが適当である。
- ③ 理容所又は美容所等に対して、周知と理解を求め、生徒の実習機会を十分に確保する必要がある。

## (5) 名札等標識の着用について

実務実習生が理容所又は美容所で実務実習を行う場合においては、利用者に対して、実務実習生であることの適正な周知を図るため、名札等の標識の着用を義務付ける必要があるのではないかと。

### 【検討の方向】

十分な徹底がなれていないことから、実務実習生が理容所又は美容所で実務実習を行う際は、名札等の標識の着用の義務付けを明確にする方向で検討を進めてはどうか。

### 【意見】

(異議なし)

### 【検討の結果】

実務実習生が理容所又は美容所で実務実習を行う際は、名札等の標識の着用の義務付けを明確にする方向で検討を進める。

### 【案】

- 実務実習生が理容所又は美容所で行う実務実習は、養成施設の教育課程の一環として行われる理容行為及び美容行為であることから、当該実習生が行う理容行為又は美容行為は、理容師又は美容師の十分な指導監督の下、モデルとなる顧客の十分な理解を得た上で行われる必要があり、これを担保するため、実務実習生であることを明確にした名札等の標識の着用について義務付けることが適当である。

## 5 通信課程について

### (1) 通信課程における教育の充実について

通信課程を卒業した者の合格率が昼間課程及び夜間課程を卒業した者と比較して、年々低下傾向にあることから、十分な通信教育がなされているかとの意見もあり、通信教育課程における面接授業と添削指導について充実を図る必要があるのではないか。

#### 【検討の方向】

「教員の資質」、「入所者」及び「実務実習時間」等の検討事項を踏まえ、通信課程の充実を図る方向で検討を進めてはどうか。

#### 【意見】

- ① 面接授業が適切に行われていないのではないか。
- ② 面接授業1回の日数が5日以上、1日の時間数が7時間以内という規定は、あまり意味がないと思われるため、もっと弾力的にしてほしい。
- ③ 授業にeラーニングシステムを導入することで、自動採点ができ、生徒も自分の点数がわかることから、学習効果が高いと思われる。これを単位にカウントできないか。
- ④ 通信課程の修業期間の3年以上を緩和することで、効率のよい集中的な学習ができるのではないか。
- ⑤ 抜本的な改革をするには大変な作業が必要と思うが、今のままでは通信生の質の低下があっても向上はないと考える。
- ⑥ 通信課程の合格率の急激な低下は、授業の方法が悪いのではなく生徒自身の質が落ちているのではないかという感じがする。
- ⑦ 昼夜間課程と通信課程とで入所者に極端に差があるとは捉えておらず、やはり、授業のあり方、教育のあり方が違うのだろうと考える。

#### 【検討の結果】

通信課程の教育の質を高めるため、eラーニングシステムの導入等を推進する方向で検討を進める。

#### 【問題点の整理】

- ① 面接授業の適正な実施の確保  
養成施設の校舎において面接授業を行うことが困難な者に対し、公共的施設において面接授業を確実に実施するとともに、面接授業に多用なメディアを高度に利用した方法による授業を行えるようにすることも検討する必要がある。  
また、地方厚生局が行う指導監督等において、その適正な実施を確保する必要がある。
- ② eラーニングシステムの概要  
パソコンやコンピュータネットワーク等を利用して行う教育の方法であり、教室で学習を行う場合と比べ、遠隔地にも教育を提供できるとともに、コンピュータならではの教材が利用できること等のメリットがあるが、機材の操作方法等実物に触れる体験が重要となる学習には向いていない。  
教育センターにおいては、パソコン及び携帯電話を活用したeラーニングシステムを平成18年11月より導入し、通信授業において活用しているところである。
- ③ 面接授業におけるeラーニングシステムの導入  
面接授業にeラーニングシステムを導入することについては、面接授業の必要性、実習を除くその他の教科科目で対応が可能であるか、また、授業時間数のうち、どの

程度を当該システムにより履修することを可能とするか等の検討を要する課題もあり、各専修学校等の実施状況及び通信授業の成果を踏まえた上で、導入に向けての検討を引き続き実施する必要がある。

② 面接授業の1回当たり、1日当たりの時間数の考え方

面接授業の実施に当たっては、一定の集中した期間において実施することにより、効果的な教授及び習得が可能とされることから、1回当たり日数を5日以上とし、1日における授業時間数を勘案して7時間以内としたものであり、これを見直すことは必要ではないと考える。

⑤ 通信課程の修業期間

通信課程における面接授業の時間数及び添削授業の状況等を総合的に勘案して3年以上としたものであり、現状においては緩和する必要はないと考えられる。

**【案】**

① 通信課程の生徒については、理容師試験及び美容師試験の合格率が昼間課程の生徒と比べて低くなっていることから、通信課程における教育の質の向上を図る必要がある。

② 社団法人日本理容美容教育センターで導入を開始したeラーニングシステムを活用した通信授業の推進を図るとともに、その結果等を見据えつつ、通信課程の資質の向上を図るための方策を引き続き検討すべきである。

## (2) 面接授業の時間数の緩和する理容所又は美容所の従業者について

通信課程において、理容所又は美容所の従事者である生徒に対する面接授業にあっては、授業時間数を緩和しているが、当該緩和は、理容所又は美容所に常勤雇用者として従事している者に限定する必要があるのではないか。

### 【検討の方向】

理容所又は美容所に従業していることをもって、面接授業の授業時間数を緩和していることから、理容所又は美容所に常勤雇用者として従事している者に限定する方向で検討を進めてはどうか。

### 【意見】

- ① 従事者か、従事者ではないかを、3年間にわたってどのような方法で確認するのか、という問題がある。
- ② 常勤者として限定するならば、1年目は常勤者で2年目に常勤者でなくなった場合等、ルールづくりをする必要がある。
- ③ 単位の与え方で制限していくことは難しい。

### 【検討の結果】

理容所又は美容所に常勤として従事していた者が入所途中で非常勤になった場合等のルール等、具体的な方法も含めて検討を進める。

### 【問題点の整理】

#### ○ 常勤、非常勤のルール化

理容所又は美容所において、常勤として日々従事している者と非常勤として1週間のうち数時間しか従事していない者とは、おのずと習得される知識及び経験にも差が生じるものである。

したがって、養成施設においては、入所決定時に常勤であることの従事証明書をもって、面接授業の授業時間数を緩和する措置を講じるとともに、入所途中で、理容所又は美容所の雇用形態が常勤から非常勤に変更された場合等にあつては、入所者はその旨を養成施設に届け出ることにより、養成施設は、当該入所者が履修する単位数を変更する等の措置を講ずることにより、適切な教育を行うものとする。

なお、入所者を理容所又は美容所に従事している者のみに限定し、面接授業の時間数を緩和したカリキュラムのみで行って通信課程にあっては、入所前に、入所しようとする者及びその者が従事する理容所又は美容所にその趣旨等を周知し、理解と協力を得る必要がある。

### 【案】

- ① 理容所又は美容所に従事している通信課程の生徒に対する授業時間数については、理容所又は美容所に従事していることで一定の知識及び経験を習得することができることから、「文化論」、「技術理論」、「運営管理」、「実習」等の各科目の時間数が緩和されているところであり、理容所又は美容所において、常勤として日々従事している者と非常勤として1週間のうち数時間しか従事していない者とは、おのずと習得される知識及び経験にも差が生じるものである。
- ② 養成施設においては、通信課程の教育の充実を図る上でも、これらを十分に踏まえた上で面接授業を適切に実施する必要があるが、理容所又は美容所に非常勤として従事している者であつて、就業を通じて、常勤として従事している者と同等の知識及び経験を有することが困難な者に対しては、授業時間数の緩和は適用しないこととすることが適当である。

- ③ 養成施設は、入所決定時等に理容所又は美容所において常勤であることの従事証明書をもって、面接授業の授業時間数を緩和する措置を講じることが適当である。
- ④ 入所途中で、理容所又は美容所の雇用形態が常勤から非常勤に変更された場合等にあつては、当該生徒はその旨を養成施設に届け出ることにより、当該生徒の理容所又は美容所における知識及び経験の状況に応じて、当該生徒が履修する時間数を変更する措置を講じ、通信課程における適切な教育を確保する必要がある。
- ④ 入所前に、入所しようとする者及びその者が従事する理容所又は美容所にその趣旨等を周知し、理解と協力を得る必要がある。

### (3) 通信課程の実務実習の場所について

理容所又は美容所において従事しながら通信課程に入所している生徒については、十分な技術の取得を可能とするため、養成施設が行う実務実習と同様の位置付けで、従事している理容所又は美容所で理容行為又は美容行為が行えるよう、明確にする必要があるのではないか。

#### 【検討の方向】

養成施設が、実務実習を行う場所として適合すると認める要件として、「実習担当教員による定期的な巡回指導が可能な地域とする」旨を明確にし、通信課程にも当てはめる方向で検討を進めてはどうか。

#### 【意見】

- ① 養成施設が計画を作り、理美容所が実習の状況を適切に報告すれば足り、巡回指導まで強いる必要はない。
- ② 通信課程の入所者に対する地域の限定の議論との兼ね合いを考える必要がある。

#### 【検討の結果】

通信課程の入所者の地域の限定の議論と併せて検討を進める。

#### 【問題点の整理】

##### ① 実務実習内容の明確化

実務実習は、管理理容師又は管理美容師を配置する理容所又は美容所において、理容師又は美容師の適切な指導監督の下、養成施設が作成した実施計画に基づき、教育課程の一環として、理容師又は美容師と同様な理容行為又は美容行為を行うものである。

なお、指導に当たった理容師又は美容師は、その実務記録を作成、送付し、養成施設がその評価を行うこととしている。

##### ② チェック体制の確保

理容所又は美容所に従事している通信課程の生徒行う実務実習は、アンケートの結果をみても、すべての者が従事している理容所又は美容所において実施している状況にある。

したがって、実務実習の場所が各地に及ぶことから、当該実習行為について、養成施設の定期的な巡回指導又は地方厚生局の指導監督を適切に行うことは困難であり、養成施設と当該理容所又は美容所の十分な連携を図る必要があるとともに、理容の業又は美容の業が、理容師又は美容師の資格を有する者のみ行うことができる業務独占資格であることを踏まえ、理容所又は美容所が、実施計画を逸脱した理容行為又は美容行為を行わせないように、十分な認識をもって行う必要がある

#### (参考) 通信課程の入所者の地域に限定について

通信課程は、地理的条件等によって就学が困難な者に対して、就学の機会を与える制度として大きな役割を果たしているものである。通信課程の生徒は、理容所又は美容所に従事している者が多く、仕事をしていても、面接授業が受けやすいよう配慮する等、面接授業を適正に実施させることのできる体制を確保する必要がある。

面接授業の適正な実施を確保する方策の一つとして、入所者の地域を限定することが考えられるが、地域の限定は、入所を希望する者のニーズの応じた門戸を狭めることとなり、有効な手段とは考えにくいことから、むしろ、養成施設に対する指導監督を徹底することにより、面接授業が適正に実施される体制を確保することが必要がある。

地方厚生局においては、定期的な調査及び監督において、面接授業が適正に実施さ

れているかの確認指導を行うとともに、指定を受けようとする場合の申請等において、通信養成を行う地域及び授業の方法を記載することとしているが、面接授業の実施場所及び遠隔地の生徒に対する授業の実施方法について、十分な確認指導が必要である。

なお、養成施設においては、指定を受けた通信養成の地域を遵守するとともに、時間的又は経済的に当該養成施設の校舎で面接授業を行うことが困難な生徒に対しては、公共的施設等で面接授業を実施する等、適正な実施に十分な配慮が必要である。

また、面接授業の実施方法として、実習を伴う課目以外について、多用なメディアを高度に利用した方法による授業を行えるようにすることも検討することにより、面接授業を適切に受けることができない生徒が生じないよう、適切な措置を講じることが必要である。

#### 【案】

- ① 現行制度においても、実務実習を行うことができる理容所又は美容所の選定基準は定められているものの、場所の制限はないことから、従事している理容所又は美容所において、実務実習は実施できるものとされている。
- ② 通信課程における入所者の地域を限定しない以上、実務実習先となる理容所又は美容所の地域の限定も行わないこととすることが適当である。
- ③ 養成施設においては、当該実務実習が行われる理容所又は美容所が、実務実習先の選定基準に適合している旨の確認を十分に行うとともに、実習場所となる理容所又は美容所と十分な連携を図ることにより、実施計画の策定・提示及び実務記録による評価を適切に行う必要がある。
- ④ 理容の業又は美容の業が、理容師又は美容師の資格を有する者のみ行うことができる業務独占資格であることを踏まえ、理容所又は美容所においては、実務実習生であることを明確にするために名札等の標識を必ず着用させるとともに、実務実習生に実施計画を逸脱した理容行為又は美容行為を行わせないよう、十分留意する必要がある。

## 6 中学校卒業者の講習科目について

中学校卒業者に対して、授業を補助するために行う「現代社会」、「化学」及び「保健」の講習（各科目35時間）について、中学校卒業者の受入れを促進及び負担を軽減する観点から、必要な課目及び時間数を限定することが可能であるか。

### 【検討の方向】

以下の方向で検討を進めてはどうか。

- ① 各科目35時間を課目の内容に応じて短縮する。
- ② 生徒の過重な負担とならない程度に、養成施設が必要と考える課目及び時間数を追加することができる。

### 【意見】

- ① 規制緩和の方向で対応すべき。
- ② 学生の学力の長所、短所を見極めて補講していくことが現実的であり、現在の講習時間105時間の枠を変えずに科目については学校側に任せることでよいのではないか。
- ③ 中卒者に対する講習は強化すべきと思っていたが、105時間という枠は枠として、必要・不必要な課目、国家試験との関係などを踏まえて検討していけばいいのではないか。

### 【検討の結果】

必要以上に厳しくしないでチャンスを拡大するという基本的な方向をもとに、具体的な方策の検討を進める。

【案】 別紙のとおり

## 7 学習指導内容の具体化及び教科書の見直しについて

教科課目のうち、

- ① 特に「保健」又は「物理・化学」については、その学習内容が高度なものを求めすぎているとの意見があることから、理容又は美容の業務と特に関連の深い事項に限定する
  - ② 実習のカット等については、教科課程の基準に「カットティング」としか規定されておらず、教科書の内容として、どの程度理解させればよいか明瞭でない
  - ③ 理容師及び美容師が行うエステについて、その業務内容を明確にした上で、適切な教授を行う
- 等、その達成すべき知識及び技能の程度を具体的に示した学習指導要領（教科課程の基準）を定めるとともに、学習指導要領に基づいた教科書とする必要があるのではないか。

### 【検討の方向】

以下の方向で検討を進めてはどうか。

- ① 「①教科書の内容」及び「②カットティング等の理解させるべき内容」について（社）日本理容美容教育センターで作成する教科書について、
  - ア 理容又は美容の業に関連の深い事項を中心に、
  - イ 理容又は美容の業に附随する事項は、理容又は美容の業に関連付けた内容とする
  - ウ 達成すべき知識及び技能の程度を具体的に示す等、その教科課程の基準について、関係者の意見を聞きつつ見直しを行う。
- ② 「③理容師又は美容師が行うエステティック」について  
現行の教科課程の基準においても、美容師以外の者が行うことができる「着付け」等の課目もあることから、選択必修課目での実施状況を踏まえ、関係法令の枠組みを踏まえつつ、必修科目の実習で教授することを検討する。

### 【意見】

- ① 理容美容教育センターにおいて発行している教科書の全面改訂の中で、よりわかりやすいものとするよう作業中である。この中で、美顔は現在選択必修課目であるが、美顔の延長線上にあるエステティックは理容業・美容業の業務に入るということで行っている。エステという用語の問題は別途ある。
- ② 今や消費者ニーズは、エステティック、メイク、ネイルの分野への希望が非常に高く、法改正の背景であった業務の多様化・高度化の最たるものでないかと思うので、必修科目として明確に位置付けてやってほしい。それが、学生達のニーズにかなうことであるし、業界の必要とする人材の供給になるのではないか。
- ③ 理美容とエステとの関係の整理が必要である。
- ④ 養成施設の必修科目とすることを否定する訳ではないが、エステティックは美容師が行うということになると、今の美容師法の解釈とは違ってくるのではないか。

### 【検討の結果】

- ① 教科書については、内容的に必要以上に高度なものを求めすぎないという観点も踏まえ、教科課程の基準の見直しを行う方向で検討を進める。
- ② エステティック等については、今後の課題とする。

### 【案】

- ① 教科課程の基準及び多くの養成施設が利用している財団法人理容美容教育センターが作成する教科書について、関係者の意見を聞きつつ、以下のとおり見直すことが適

当である。

ア 理容又は美容の業に関連の深い事項を中心とする。

イ 理容又は美容の業に附随する事項は、理容又は美容の業に関連付けた内容とする。

ウ 達成すべき知識及び技能の程度をできる限り具体的に示す 等

- ② エステティック等については、理容又は美容をめぐる消費者ニーズを勘案するとともに、関係法令の枠組み等も踏まえた上で、それらについて適切な教授ができるよう教科課程の基準に適切に反映することが適当である。

## 第4 施設及び設備に関すること

### 1 校舎の配置について

校舎である建物は、原則、同一構内とされているが、近年、別の敷地に設置する場合があります、どのような場合であれば基準に適合すると判断するのかの基準を明確にする必要があるのではないか。

#### 【検討の方向】

施設及び設備は同一構内にあることを原則とするが、定員の増加により校舎の増設等を行わなければ対応できない場合において、

- ① 建物又は施設設備の増築が法令の規定により制限又は禁止される場合
- ② カリキュラム上支障がないこと
- ③ 生徒に過度の負担がかからないこと

等やむを得ない場合に限り、分設を認める旨を明確にする方向で検討を進めてはどうか。

#### 【意見】

- ① 基本的に異存はないが、他の養成施設の基準を確認した上で検討したい。

#### 【検討の結果】

他の制度との並びをみながら検討を進める。

#### 【問題点の整理】

- 他の資格制度の指導状況
  - ・規定されていないもの  
社会福祉士、介護福祉士、診療放射線技師、柔道整復師
  - ・原則として認めていないが、やむを得ない事情がある場合は、生徒の不利益とならない範囲で認めているもの  
栄養士、調理師、歯科衛生士

#### 【案】

- ① 養成施設の校舎は、適切な授業を実施するために同一敷地内にあることが必要とされるが、定員の増加による施設の増設等を行う場合にあつて、法令の規定により、同一敷地内への増設が制限又は禁止される場合等、やむを得ない明確な理由がある場合に限り、別の敷地に設置すること可能とすることが適当である。
- ② 別の敷地に設置する校舎は、学習上、保健衛生上及び管理上適切なものとするとともに、当該校舎の場所は、教員及び生徒の移動等を考慮して教育上及び学習上支障がない距離とし、併せて、生徒に過度の負担がかからないようにするための適切な措置を講じることも必要である。

## 2 消毒室の設置について

養成施設においては消毒室を設けることとしているが、器具の消毒に関する授業を実習室で行っている養成施設が多いことから、別途、消毒室を設ける必要がないのではないか。

### 【検討の方向】

消毒の授業を実習室において適正に実施できること及び消毒薬等の安全な保管を別途義務付けることを前提として、消毒室の設置の義務付けを廃止する方向で検討を進めてはどうか。

### 【意見】

(異議なし)

### 【検討の結果】

消毒室の設置の義務付けを廃止する方向で検討を進める。

### 【案】

- ① 消毒の授業を実施するに当たっては、消毒に必要な機材等を用いて適切かつ安全に実施する必要があるが、器具等の消毒は実習室等においても適切に行うことが可能であることから、消毒室の必置の義務付けは廃止することが適当である。
- ② 消毒に必要な医薬品等の薬剤については、消毒室を設置しないであっても、当然、専用の場所を設けるなど、安全な保管及び管理を行う必要がある。

### 3 学習上必要な備品（実験器具等）の見直しについて

学習上必要とされる実験器具は、標準的に整備する品目の例が示されているが、現在、使用することがない器具が見受けられることから、見直す必要があるのではないか。

#### 【検討の方向】

学習上必要な実験器具の各品目について現状に合わせ見直しを行う方向で検討を進めてはどうか。

#### 【意見】

（異議なし）

#### 【検討の結果】

学習上必要な実験器具の各品目について現状に合わせ見直しを行う方向で検討を進める。

#### 【案】

○ 学習上必要な実験器具等については、現状に合わせた器具とするとともに、教科課程の基準の見直しに応じて見直しを行うことが適当である。

## 第5 申請等に関すること

### 1 都道府県の法定受託事務の見直しについて

法定受託事務として都道府県知事が行う理容師・美容師養成施設の指定等に必要な調査に関する事務は、地方厚生局が設置される以前に創設された規定であり、地方厚生局が設置された現在、それらの事務を地方厚生局で行うようにする必要があるのではないか。

#### 【検討の方向】

以下の方向で検討を進めてはどうか。

- ① 理容師法施行令第1条及び美容師法施行令第1条を削除し、都道府県知事の関与を無くし、厚生労働大臣が行う事務に位置付ける（法的な整理が困難な場合であっても、実質的に都道府県知事の関与を無くし、厚生労働大臣が行う事務とする。）。
- ② 都道府県に対し、指定等の状況に関する情報提供を行う等、引き続き連携を図る。

#### 【意見】

- ① 養成施設に対する指導監督は、一元化して全体的に同じレベルできちっと指導するべきで、都道府県によって指導している、していないというのはおかしい。
- ② 養成施設は厚生労働大臣が指定しているところであり、地方厚生局が設置されたことから、都道府県が調査を実施することはいかがかと考える。
- ③ 地方厚生局のみが指導監督を行うとなった場合は、地域間の格差が生じないように配慮をお願いしたい。

#### 【検討の結果】

養成施設の指定及び指定取消に係る調査事務については、都道府県知事の事務から厚生労働大臣（地方厚生局）が行う事務に改めることを検討する。

#### 【案】

- ① 理容師養成施設又は美容師養成施設の指定及び指定取消を行うために必要な調査に関する事務については、「十三大 都道府県環境衛生関係主管課長会議」より、国において一元的に実施するよう要望が提出されているところであり、アンケートの結果においても、47都道府県すべてが地方厚生局で行うべきと回答している。
- ② 元々、都道府県知事がこれらの事務を行うこととされたのは、かつて地方厚生局がなく、厚生労働大臣が現地調査を全国的に行うことが困難であったという事情によるものと考えられるが、地方厚生局が設置され、通常の指導監督を行うようになった現在、地方厚生局において調査事務を行うことが可能な枠組みとなっていることから、事務の統一性・効率性の観点等を踏まえ、厚生労働大臣（地方厚生局長）が調査事務を行うことについて検討する必要がある。
- ③ 他方で、このような国と都道府県の事務分担を考える上では、政府全体で議論が進められている地方分権の推進といった観点についても考慮する必要がある、また、都道府県が養成施設の指定及び指定取消に係る調査事務を行うことについては、法律の委任を受けた政令で規定されている事項でもあることから、制度改正を行おうとする場合には、関係機関との十分な調整が必要となる。
- ④ 本件についての検討・調整に時間を要する場合であっても、従来から都道府県において調査事務に付随する事務という位置付けで行われている養成施設に対する定期的な立入調査や変更届の受理等の事務を厚生労働大臣（地方厚生局長）が実施することとするなど、事務の統一性や効率性を確保するための運用上の見直しについては、早急に行うことが適当である。

- ⑤ なお、厚生労働大臣（地方厚生局長）と都道府県の事務分担が見直される場合であっても、双方の事務が円滑に行われるよう、引き続き、十分な連携が図られる必要がある。

## 2 養成施設に対する指導監督について

養成施設に対する指導監督については、これまで通知により各都道府県からも指導をしていたが、地方厚生局が設置され、報告の徴収及び指示の権限をもたせたことから、地方厚生局が主体となり実施する必要があるのではないか。

### 【検討の方向】

地方厚生局が養成施設の指導監督を行うことを基本とし、必要に応じた情報の交換等、都道府県と連携を図りながら実施する方向で検討を進めてはどうか。

### 【意見】

- ① 養成施設に対する指導監督は、一元化して全体的に同じレベルできちっと指導するべきで、都道府県によって指導している、していないというのはおかしい。
- ② 養成施設は厚生労働大臣が指定しているところであり、地方厚生局が設置されたことから、都道府県が調査を実施することはいかがかと考える。
- ③ 地方厚生局のみが指導監督を行うとなった場合は、地域間の格差が生じないように配慮をお願いしたい。

### 【検討の結果】

養成施設に対する指導監督に係る事務については、厚生労働大臣（地方厚生局）が一元的に行う事務に改めることを検討する。

### 【案】

- ① 理容師養成施設又は美容師養成施設の指定及び指定取消を行うために必要な調査に関する事務については、「十三大都道府県環境衛生関係主管課長会議」より、国において一元的に実施するよう要望が提出されているところであり、アンケートの結果においても、養成施設に対する指導監督を行っている21都道府県すべてが地方厚生局で行うべきと回答している。
- ② 元々、都道府県知事がこれらの事務を行うこととされたのは、かつて地方厚生局がなく、厚生労働大臣が現地調査を全国的に行うことが困難であったという事情によるものと考えられるが、地方厚生局が設置され、養成施設に対する報告の徴収及び指示の権限を有するようになった現在、都道府県知事が指導監督を行う積極的な意義が乏しいことから、事務の統一性・効率性の観点等を踏まえ、厚生労働大臣（地方厚生局長）が指導監督を一元的に行うことが適当である。
- ③ 厚生労働大臣（地方厚生局長）は、定期的な指導監督を実施するにあたって、地域間の格差が生じないように計画的に実施するとともに、その結果を都道府県知事に通知する等、引き続き、都道府県知事と十分な連携が図られる必要がある。

### 3 届出事務の整理について

養成施設の教員の変更の届出等、その変更する内容によって、届出先を厚生労働大臣又は都道府県知事としているが、指導監督の見直しと併せ、都道府県知事あての届出を厚生労働大臣への届出に変更する必要があるのではないか。

#### 【検討の方向】

養成施設の指定に関する事務は厚生労働大臣とされていることから、教員の変更に伴う氏名の届出等、都道府県知事のみが届出られていたものを厚生労働大臣への届出に変更する方向で検討を進めてはどうか。

#### 【意見】

(異議なし)

#### 【検討の結果】

○ 都道府県知事に提出されている届出を厚生労働大臣への届出に変更する方向で検討を進める。

#### 【案】

○ 養成施設の指定等に関する事務の一元化を進める観点から、教員の変更に教員の変更に伴う氏名の届出等、これまで都道府県知事に提出されている届出を厚生労働大臣（地方厚生局長）への届出に変更することが適当であり、厚生労働大臣（地方厚生局長）が、養成施設の指導監督を適切に実施する必要がある。

#### 4 生徒の定員変更を伴わない構造設備の変更について

養成施設の所在地の移転する場合は届け出ることとしているが、移転した施設の構造設備が基準に適合せず、再度、改修工事を行う事態が生じている場合があるため、構造設備を変更する場合は、承認又は事前の届出とする必要があるのではないか。

##### 【検討の方向】

養成施設の所在地を変更するときは、従来どおり、厚生労働大臣に届け出るものとするが、新たに、校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図を変更する構造設備の変更については、生徒の定員に伴わない変更であっても、厚生労働大臣の承認を受けることとする旨を明確にする方向で検討を進めてはどうか。

##### 【意見】

(異議なし)

##### 【検討の結果】

養成施設の所在地を変更するときは、従来どおり、厚生労働大臣に届け出るものとするが、新たに、校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図を変更する構造設備の変更については、生徒の定員に伴わない変更であっても、厚生労働大臣の承認を受けることとする方向で検討を進める。

##### 【案】

- 養成施設を移転した場合であっても、その施設の構造は指定基準に準じた教育上適切な構造設備とされる必要があり、指定基準に適合していないことにより、再度、変更を行うような事態を生じさせないためには、事前に施設及び設備が基準に適合しているかどうかの確認が必要であり、さらに、基準に適合した適切な教育環境を確保するためには、厚生労働大臣（地方厚生局長）の承認とすることが適当である。

## 5 定員の減に伴う厚生労働大臣の承認について

定員を変更する場合は厚生労働大臣の承認を得ることとなっているが、定員を減ずる場合は、教員及び構造設備の変更を伴わないとの意見があることから、負担の軽減を図るため、届出とする必要があるのではないか。

### 【検討の方向】

定員の減については、厚生労働大臣の承認から届出に変更することが適切かどうか検討を進めてはどうか。

### 【意見】

(異議なし)

### 【検討の結果】

定員の減については、厚生労働大臣の承認から届出に変更する方向で検討を進める。

### 【案】

- 定員を減ずる場合の厚生労働大臣の承認は、教員及び教室の追加等の問題が生じないことから、他の資格制度も考慮しつつ、厚生労働大臣（地方厚生局長）への届出に変更することが適切である。

## 6 変更届における学則の添付について

養成施設の変更については、その届書で内容の確認を行うことは可能であるが、学則で明確に位置付ける必要があることから、届出時に学則の添付を義務付ける必要があるのではないか。

### 【検討の方向】

養成施設の指定に当たっては、学則の添付を求めているところであり、変更時においても、学則の記載事項の変更であれば、養成施設においては学則で明確に位置付ける必要があることから、届出時に添付を義務付ける旨を明確にする方向で検討を進めてはどうか。

### 【意見】

(異議なし)

### 【検討の結果】

学則の記載事項の変更については、養成施設においては学則で明確に位置付ける必要があることから、届出時に添付を義務付ける旨を明確にする方向で検討を進める。

### 【案】

○ 養成施設は学則に基づき適正に実施することとされおり、学則記載事項の変更を行う場合にあつては、当該養成施設において学則に反映させる必要があることから、他の資格制度も考慮しつつ、厚生労働大臣（地方厚生局長）に対する届出において学則を添付させることが適当であり、これにより、学則に基づく適切な教育の実施を確保する必要がある。

## 7 在学生の保護規定について

少子化等の事由に伴い入所者の減少が見込まれる中、今後、養成施設の廃止が想定されることから、養成課程の一部の廃止又は養成施設の廃止をする場合の入所中の生徒の処置について、省令又は告示において明確にする必要があるのではないか。

### 【検討の方向】

養成課程の一部の廃止又は養成施設の廃止をする場合の在学中の生徒の編入所について、廃止の承認時の記載事項として提出させることを省令等において明確にする方向で検討を進めてはどうか。

### 【意見】

(異議なし)

### 【検討の結果】

養成課程の一部の廃止又は養成施設の廃止をする場合の在学中の生徒の編入所について、廃止の承認時の記載事項として提出させることを省令等において明確にする方向で検討を進める。

### 【案】

- ① 養成課程の一部の廃止又は養成施設の廃止をする場合は、当該養成施設は、在学中の生徒の保護するため、他の養成施設に編入所させる等の措置を適切に講じなければならない。
- ② 厚生労働大臣（地方厚生局）においては、当該措置が適切に実施されているかの確認を行った上で廃止の承認を行う必要があり、他の資格制度も考慮しつつ、廃止の承認時の記載事項として省令等において明確にすることが適当であり、厳正な措置を講じる必要がある。

## 8 指定取消事由の追加について

養成施設においては、

- ① 養成施設側が行う試験の結果により、国家試験に合格できないと見込まれる生徒を卒業させず、高い合格率を維持
- ② 学年定員を超えた数の生徒を入所させており、全員を卒業させることができないとするとの意見があることから明確に規定に位置付け、当該養成施設に対する指導を徹底するとともに、指定を取り消す等の対応が必要ではないか。

### 【検討の方向】

養成施設の指定の基準に卒業の適正な認定及び入所定員の遵守に関する規定を追加することにより、指定取消事由の対象とする方向で検討を進めてはどうか。

### 【意見】

- ① 合格率の発表の仕方に問題があるのではないかと。都道府県別に出すとか、情報公開の仕方を考えたほうがよい。
- ② 指定取消の前段階として、様々な指導等があるはずで、それでもなお改められないような場合には、当然指定取消の対象にしてもいいのではないかと。
- ③ 国家試験は卒業見込みで受験させているところであり、受験しても結果的に卒業ができない生徒もおり、そういう現状をよく実査した上で判断いただきたい。
- ④ 養成施設の合格率を公表していることで、受験を中心とした授業を行わざるを得ない学校の実情もあり、定められた教科課程を教えることをゆがめる結果になっているように感じている。

### 【検討の結果】

要検討

### 【問題点の整理】

- ① 合格率の発表について  
平成12年度より厚生労働大臣試験になったことに伴い、
  - ・養成施設の責任と重要性が高まったこと
  - ・従来から医師、歯科医師、薬剤師等について、養成施設別合格者数及び合格率が公表されていたこと
  - ・管理栄養士、社会福祉士等についても同様に公表されることとなったこと
  - ・情報公開の流れがあること等、理容師養成施設及び美容師養成施設においても、平成13年（第3回試験）より、養成施設別合格者数及び合格率を公表することとしたものである。
- ② 養成施設を指定を取り消す場合の考え方  
指定の取消しに当たっては、指定規則にその前提となる報告の徴収及び指示の規定があり、それらの方法により厚生労働大臣（地方厚生局長）から数次にわたる指導があり、十分な時間的余裕があったにもかかわらず、なお、その改善が図られない実態があるなど、指定を取り消す以外に養成施設の適正な管理・運営を確保することが困難と認められる場合は、その上で行政手続法に則った適正な対応を講ずるものであり、一方的な措置を講ずるものではない。

### 【案】

- ① 養成施設における適切な教育の確保は、理容師・美容師養成制度の根幹である。
- ② 養成施設の高い合格率を維持する等のために適切な教育が行われなことは重大な問題であり、厳正な対応が必要であることから、他の資格制度も考慮しつつ、養成施

設の指定基準中に、入所定員の遵守及び適正な卒業の認定を明確に規定することが適当である。

- ③ 指定基準に追加したことにより、これが遵守されなかった場合、指定取消事由にも該当することとなるが、指定規則に基づく報告の徴収及び指示等の方法により、厚生労働大臣（地方厚生局長）から数次にわたる指導があり、十分な時間的余裕があったにもかかわらず、なお、その改善が図られない実態があるなど指定を取り消す以外に養成施設の適正な管理・運営を確保することが困難と認められる場合は、指定の取消しについても検討するべきである。
- ④ 厚生労働大臣（地方厚生局長）は、随時の調査・監督等を通じて、全国的に適正な教育が確保されるよう十分な指導を行うとともに、入所定員の遵守及び卒業の認定の適正な実施を確保する必要がある。

## 9 広告規制について

養成課程又は養成施設の新設又は変更の申請に当たり、養成施設が行う「課程又は学校の新設」及び「生徒の募集」の広告の開始時期について何ら規定がないことから、各資格制度ごとの並びを考慮し明確にする必要があるのではないか。

### 【検討の方向】

他の資格制度との横並び及び学校教育法との関係を考慮しつつ、「新設」又は「学生の募集」等の広告の開始時期を明確にする方向で検討を進めてはどうか。

### 【意見】

内示行為の後には募集してもよく、ある程度明確にしていくという方法で考えていきたい。

### 【検討の結果】

新設及び学生募集の公告の開始時期について明確にする方法で検討を進める。

### 【案】

- ① 養成施設又は養成課程の指定（定員の増に係る承認を含む。）を行う場合、新設する旨の広告及び学生の募集（募集要領の配布、入学試験等の実施）については、養成施設に入所しようとする学生の判断の材料ともなることから、すべての養成施設が同等な基準のもと行われる必要がある。
- ② 新設の広告は、設置計画書を厚生労働大臣（地方厚生局長）が受理してから、申請者の責任において、「申請中」であることを明示した上で開始するとともに、生徒の募集は、指定申請書を厚生労働大臣（地方厚生局長）が受理してから、新設の広告と同様の基準により開始することが適当である。
- ③ 上記を踏まえ、他の資格制度及び学校教育法等との関係も考慮しつつ、「新設」又は「学生の募集」の広告の開始時期及び方法等について明確にすることが適当である。